



わたりちょう

亘理町行政情報化計画

令和 6 年 8 月（一部改訂）

亘理町



目次

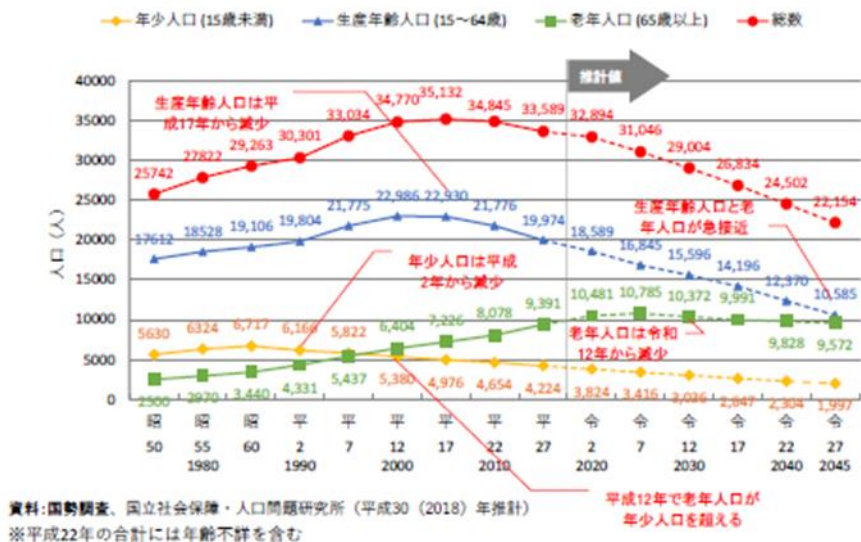
1 章	計画策定にあたって・・・	3
2 章	計画の目的・・・・・・・・	5
3 章	計画の位置付け・・・・・・・・	5
4 章	計画期間・・・・・・・・	6
5 章	推進体制・・・・・・・・	6
6 章	基本方針・・・・・・・・	7
7 章	取り組みの体系・・・・・・・・	8
8 章	取り組む施策の詳細・・・	10
補足	・・・・・・・・	22



1 章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

日本も、少子高齢社会の進行による人口減少時代に入りました。本町も、将来人口の見通しを国立社会保障・人口問題研究所の推計値でみると、平成17年にピークを迎えた後は減少の一途を辿り、令和27年には22,154人になると予測されています。同時期の推計値を封鎖人口（転出や転入がないと仮定した場合の将来人口）でみても、上記推計値を上回って推移していますので、本町では社会減（転出）が人口減少に拍車を掛けていくと推測されます。



人口減に伴う税収減少の一方で、医療や介護等の社会保障関連経費の増加が見込まれ、さらには、公共施設等の更新、改修等にも多額の経費が必要となることから、本町の財政状況はより厳しくなることが必至です。今後も安定的な行財政運営を行い、行政サービスの質を維持していくためには、デジタル技術の積極的な活用による行政業務の簡素化・合理化や、民間活力と官民データの活用による経済の活性化、新事業の創出等が極めて重要となります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の対応において、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないなど対応の遅れや混乱が生じ、行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなったことも課題として挙げられます。

このような背景を踏まえ、本町では、課題解決のため情報通信技術（ICT）を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、当計画を策定します。

（２）本町の現状について

本町の行政情報化は、平成３年度に導入した財務会計システムが始まりでした。その後、住民サービス向上の観点から、住民情報システム及び戸籍情報システム、税、福祉などのシステムを導入し、事務の効率化を図ってきました。

また、システムの導入と並行して役場庁舎のネットワーク化にも取り組んできました。平成１４年度には、本庁舎、主要出先機関に、平成１６年度には、中央公民館ほか２施設にＬＡＮの構築を行い、役場庁舎のネットワーク化に伴い、職員１人に１台のパソコンを整備しました。普及が進むインターネットへの対応としては、平成１５年度に亘理町公式ホームページを開設し、歴史と伝統のある亘理の魅力を内外にＰＲするとともに、「広報わたり」等を掲載し、積極的に町民に向けての情報発信を行っています。

その後も、住民サービスの向上と業務の効率化を目的に様々な分野において情報システムを導入し運用してきた中で、転換期となる令和２年１月の新庁舎開庁に合わせ、庁内情報系ネットワークの無線化、住民情報システムのクラウド化を行いました。さらに令和２年３月には証明書のコンビニ交付を開始しています。

（３）デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）とは

デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）（以下「ＤＸ」とする。）とは、「進化したデジタル技術（ＩＣＴ）を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること」を表す概念です。「改革」ではなく、「変革：既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの」という言葉が鍵になります。

この、Ｄ＜ＩＣＴ＞（デジタル）を手段とした、Ｘ＜変革＞（トランスフォーメーション）を推進していくことで、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指していきます。



出典：デジタル庁ホームページ

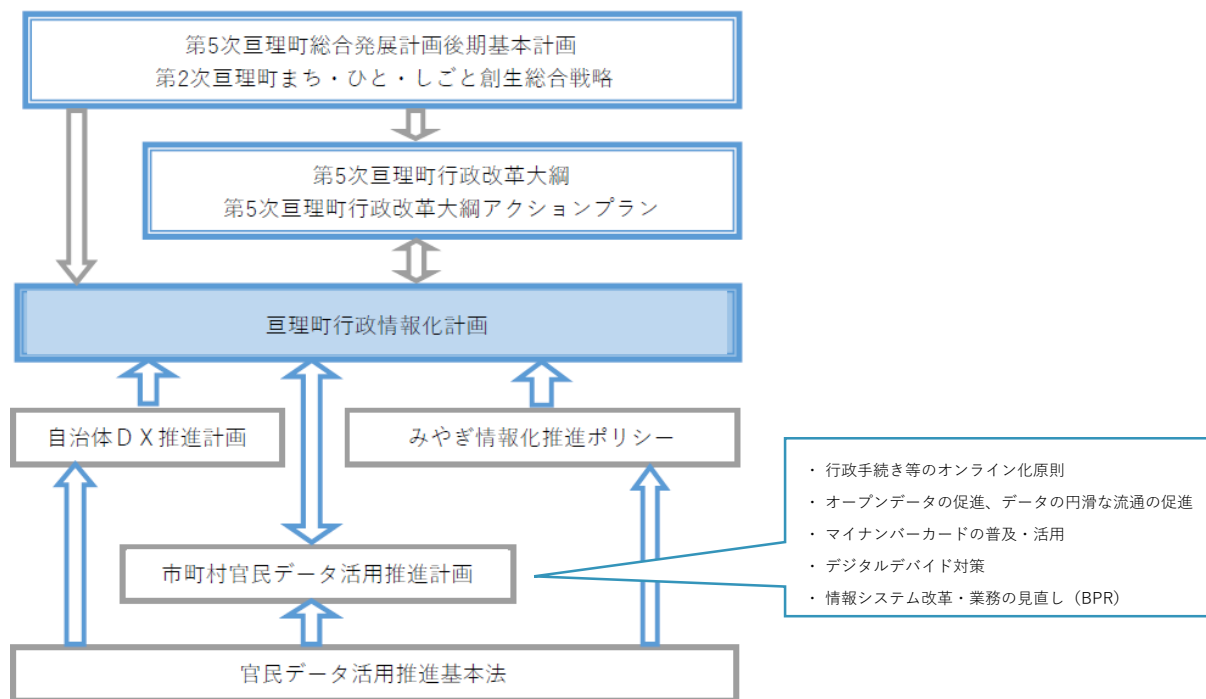
2 章 計画の目的

この計画は、社会環境の激しい変化を乗り越え「第5次亶理町総合発展計画後期基本計画」の基本理念「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち」を創っていくため、DX推進に向けた基本的な姿勢や目指すべき姿、実現に向けた取り組みなどについて体系的に取りまとめることを目的とします。

3 章 計画の位置付け

本計画については、基本理念「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたりの実現を目指し策定された「第5次亶理町総合発展計画後期基本計画」、「第2次亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第5次亶理町行政改革大綱」を上位計画としております。本計画はこれらの上位計画と連携を図り、各種分野別計画をDXの側面から支援する計画としています。

また、「官民データ活用推進基本法（平成28年12月公布、施行）」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けるほか、「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月策定、令和4年9月改訂）」（以下自治体DX推進計画とする。）の要請に対応します。合わせて「みやぎ情報化推進ポリシー（令和3年4月）」との整合性を図り、策定するものとします。



【亶理町行政情報化計画の位置付け】

4 章 計画期間

本計画の対象期間は、令和5年度を初年度とし、「第5次亶理町総合発展計画後期基本計画」の最終年度である令和7年度までの3年間とします。

ただし、情報通信技術（ＩＣＴ）等の進歩が著しいことから、国及び県の施策の状況を注視しつつ、デジタル技術の動向、社会情勢の変化、事業の進行状況等により、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

5 章 推進体制

複数の課所・組織が関係する情報通信技術（ＩＣＴ）に関する施策が増加しています。「亶理町行政情報化計画」を推進するためには、各課所がそれぞれ主体的に考え実行すると共に、企画・情報化推進等の管理部門と町民生活、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠となります。そのため、全庁横断的に取り組む体制として、「亶理町行政改革推進本部設置要綱」に定められた「ＤＸ推進プロジェクトチーム」を中心に、必要な施策への取り組みを加速・推進します。

また、同プロジェクトチームにおいては、各施策の進捗及び効果を評価し、その内容を計画の実効的な施策見直しに反映していきます。

6章 基本方針



本計画では、「第5次亘理町総合発展計画後期基本計画」の基本理念のもと、D Xの側面から本町を取り巻く課題や社会環境の激しい変化に対応していくため3つの基本方針を策定します。

基本方針1：住民サービスの利便性向上

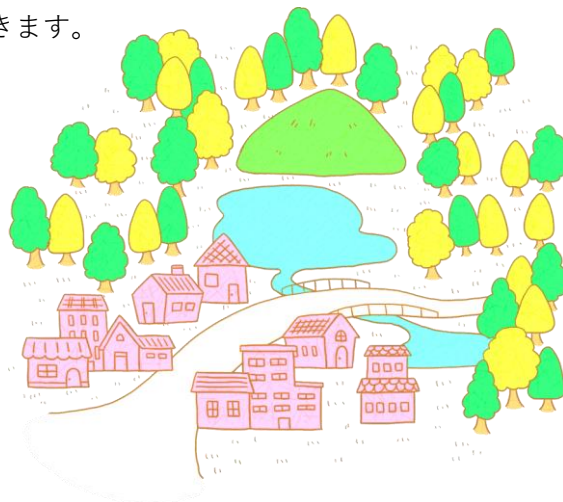
利用者の立場に立った住民サービスの改革を行い、「行かなくてもよい」「書かなくてもよい」「待たなくてもよい」など、利用者が利便性を実感できるサービスの実現を目指します。

基本方針2：デジタルと共生するまちへ

さまざまな立場・年齢の人や組織が連携し、I C T技術を積極的に取り入れ、新しいサービスや取り組みを創出・展開することで、地域の課題や問題の改善・解決を図っていきます。

基本方針3：行政の業務変革

業務変革を着実に推進するため、D Xの観点からの基盤整備を進め、将来的な人的資源の減少、厳しくなることが想定される町政への対応を考えていきます。



7章 取り組みの体系

基本理念	基本姿勢	取り組み内容	取り組み施策
また来なくなるまち・ずっと住みなくなるまち わたり	1 住民サービスの利便性向上	1) 行政サービスのオンライン化推進	①マイナンバーカードの普及・活用 ②各種行政手続きのオンライン化 ③施設予約の統一化とオンライン対応 ④保育所・学童施設支援システム導入
		2) キャッシュレス決済の推進	①セルフレジの導入 ②キャッシュレス決済の導入 ③公金納付のeLTAXの活用
		3) フロントヤード改革の推進	①書かないワンストップ窓口の導入
	2 デジタルと共生するまちへ	1) 地域社会のデジタル化	①町民デジタル行政基盤の構築 ②地域通貨・デジタル商品券の検討 ③広報のデジタル化拡充 ④役場からの各種通知のデジタル化拡充 ⑤町民からの通報システム導入 ⑥デジタル技術を活用した地域公共交通の利便性向上
		2) 災害時対応のデジタル化	①災害情報及び避難情報通知の仕組み拡充 ②広域連携網の整備
		3) デジタルデバイドの解消	①経済的要因による課題への対応 ②体や心、社会的に配慮が必要な人への対応 ③ＩＴリテラシーの不足に対する対応
		4) オープンデータの推進	①オープンデータの公開拡充 ②統合型地理情報システムの活用

基本理念	基本姿勢	取り組み内容	取り組み施策
また来なくなるまち・ずっと住みなくなるまち わたり	3 行政の業務変革	1) 町民デジタル行政基盤との連携も想定した内部業務の変革	①電子決裁及び文書管理システムの整備 ②テレワーク環境の整備 ③学校関連業務のシステム化 ④職員労務管理のシステム化 ⑤A Iによる対応記録作成と編集 ⑥D X人材の育成
		2) 自治体情報システムの共通化・標準化	①自治体情報システムの共通化・標準化
		3) 会議体および会議の改革	①議会運営におけるペーパーレス化 ②庁内会議のペーパーレス化 ③オンライン会議活用 ④A Iによる議事録作成
		4) 情報セキュリティ対策の強化	①セキュリティポリシーの強化・見直し ②緊急時対応計画の策定 ③セキュリティ基盤の整備
		5) ノンコア業務の外部委託化	①対象業務を適切な手法で外部に委託
		6) アナログ規制の見直し	①アナログ規制の点検・見直し

8章 取り組む施策の詳細

取り組み	1) 行政サービスのオンライン化推進		
現状と課題	・ 住民票・印鑑登録・税等、各証明書の発行には、町内の役場施設・コンビニ等に出向いて申請を行う必要があり、順番待ち等で時間がかかる場合もある。 ・ 手書き中心で、手続きごとに何回も同じ内容を書かなくてはならない。 ・ マイナンバーカードの保有・利用に疑問や不安、メリットを感じていない方もいる。 ・ 施設予約の方法が施設ごとに異なり統一性がない。 ・ 保育児童の状況のお知らせはすべて紙ベースで行われており、印刷・配付に多大な労力をかけている。また、手渡しのため、受け取りにタイムラグのある保護者が発生する。 ・ 欠席・遅刻・預かり時間変更等の連絡をすべて電話で行っているため、保護者が特定の時間にしか連絡できない状況がある。かつ、職員の対応の負担も大きい。		
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	マイナンバーカードの普及・活用
		内 容	マイナンバーカードは、オンライン手続きにおける確実な本人確認のツールであり、今後展開される国・地域のデジタル基盤への入り口となるものである。DX推進のためには必要不可欠であり、更なる取得促進を図っていく。また、全町民の取得を目指すと共に、マイナンバーカードのメリットを実感してもらうため、利活用に関する具体的な事例をさらに展開する。 ・ 交付円滑化の取り組み（交付窓口の休日開庁、出張申請サービス等の実施） ・ コンビニ交付における手数料の優遇措置実施 ・ 窓口でのマイナンバーカード利用による申請対応（時間短縮） ・ 国・町における、マイナンバーカード汎用利用に向けた検討（図書館カード・施設利用カード等）
	②	取り組み	各種行政手続きのオンライン化
		内 容	一部、取り組みをスタートさせているが、デジタル化による利便性の向上を町民が早期に享受できるよう、積極的にオンライン化を進めていく。 ・ マイナポータル機能である「ぴったりサービス」を利用したオンライン化の実施（対象26業務優先） ・ 電子署名や手数料の電子決済を含んだ手続きへの対応 ・ 町民へのオンライン活用に係る周知 ・ 必要な例規改正など、技術面以外の整備実施
	③	取り組み	施設予約の統一化とオンライン対応
		内 容	施設によって異なっている予約方法や料金体系の統一化を検討する。 ・ ポータルからのオンライン予約（施設・イベント）の統一化の検討・検証・実施
	④	取り組み	保育所・学童施設への支援システムの導入
		内 容	施設を利用する保護者の利便性を向上させることを目的としている。さらに、保育士の事務業務の負担を軽減し保育業務に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上を目指す。

1. 住民サービスの利便性向上

		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
取り組みの方向性	①	マイナンバーカード交付円滑化	交付円滑化	交付円滑化		
		コンビニ交付手数料優遇	検討	実施		
		窓口申請マイナンバーカード利用	検討	検討・検証	可否判断	
		マイナンバーカード汎用利用検討		検討・検証	可否判断	
	②	マイナポータルを利用したオンライン申請	検証	実施		
		上記以外の電子署名・電子決済を含んだオンライン申請	検討	検証 試行	実施	
		町民へのオンライン化に係る周知		実施		
		必要な例規改正など、技術面以外の整備実施	準備	実施		
	③	オンライン予約（施設・イベント）の統一化の検討・検証・実施	検討	検証 試行	実施	
	④	保育所・学童施設への支援システムの導入	検討	検証 試行	稼働	
期待される効果	・ 時間・場所にとらわれることなく、いつでも手続きが可能になる。 ・ 入力、転記、照合など、町民・職員双方の労力が低減される。 ・ 保護者（利用者）とのコミュニケーションにスマホアプリを使用することによって、時間・場所の制約なく連絡を取ることができるため、利便性が大きく向上する。 ・ デジタル化によるチェックにより、保育児童の安全管理が強化される。 ・ 施設運営上の効率化により、事務負担を軽減し保育業務に専念できる環境が整備され、また職員個々の労働環境（時間・質）が改善される。					

取り組み 2) キャッシュレス決済の推進

現状と課題		- 窓口の支払いは、ほとんどが現金決済となっており他の手段を選択できない。 - オンライン手続きを推進する中で、決済もオンラインに対応する必要がある。 - 現金決済の場合、他の手段に比べると決済の滞留時間が長くなりがちになる。 - 学校や児童館等、現金で決済する納付金や利用料の精算等もあり、保護者の時間的負担もある。	
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	セミセルフレジの導入
		内容	町民が多様な支払方法から選択可能で、できるだけ非接触で完結できる方法であり、職員の負担軽減も図ることができるレジの導入を図っていく。 ・職員が金額を入力し町民は支払いのみ行う、セミセルフレジを導入する
	②	取り組み	キャッシュレス決済の導入
		内容	キャッシュレス決済および、オンライン手続きの推進に伴い、オンライン上で決済可能な仕組みを検討する。 ・行政サービスのオンライン手続き対応に伴うオンライン決済の検討 ・施設予約のオンライン対応に伴うオンライン決済の検討 ・総務省主導のJ P Q R（Q Rコード統一規格）の積極的推進 ・地域交通・公共施設のキャッシュレス決済化の推進 ・学校・保育所・児童館等の支払手段としての検討

1. 住民サービスの利便性向上

課題に対する 取り組みの詳細	③	取り組み	公金納付のeLTAXの活用
		内 容	地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させるため、普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料や国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金である公物の占有に伴う使用料等の公金等について遅くとも2026年（令和8年）9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

取り組みの 方向性		具体的取り組み	これまでの 取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
	①	セミセルフレジの導入	検 証	試行	稼 働	
	②	行政サービスオンライン手続きのオンライン決済の検討	導入検討	検 証	稼 働	
		施設予約のオンライン対応に伴うオンライン決済の検討	検討・検証	試行	稼 働	
		J P Q R（QRコード統一規格）の積極的推進			検討・検証・試行・実施	
		地域交通・公共施設のキャッシュレス決済化の推進			検討・検証・試行・実施	
		学校・保育所・児童館等の支払手段としての検討			検討・検証・試行・実施	
	③	公金納付のeLTAXの活用			検討・検証・試行・実施	
期待される効果	- 現金取り扱いの減少により、職員の負担が軽減される。 - 町民が多様な支払方法から選択できるようになり、来庁の負担も軽減される。 - 直接的な現金受け渡しの低減により感染対策のひとつとして期待できる。					

取り組み 3) フロントヤード改革の推進

現状と課題	- 手続きに必要なとなる届出書や申請書等のすべてに氏名や住所等多くの項目を記入する必要がある、手続きに手間がかかっている。 - サービスを受けるのにどんな種類の申請や書類が必要なのかわからない。 - いろんな窓口に行かなければならず、その度に待たされる。 - 職員届出書等毎に記入方法の説明、記入内容のチェック作業が必要であるため、職員の事務負担が大きい。対応する窓口職員の判断が複雑化し窓口対応時間が延びてしまう。		
課題に対する 取り組みの詳細	①	取り組み	書かないワンストップ窓口の導入
		内 容	オンライン化（行かない窓口）が進むことにより、窓口に来る人が将来減るからこそ、窓口をスリム化し、「住民の負担」と「職員の業務負荷」の両方を減らすことを目指す。

取り組みの 方向性		具体的取り組み	これまでの 取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
	①	書かないワンストップ窓口の導入	導入検討	検討・検証・試行・実施		
		内部事務（バックヤード）の効率化	導入検討	検討・検証・試行・実施		
期待される効果	「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現による住民の負担軽減。 - 窓口と同時にバックヤードを改革することにより職員の負担軽減 - サービスの平準化が図られることにより経験の浅い職員でも対応が可能に。					

取り組み	1) 地域社会のデジタル化		
現状と課題	- 町から情報を提供する手段として、ホームページ・広報紙等があるが、必要な人に必要な情報を届ける手段としては、充分とは言えない。 - 年齢やデジタル習熟度に関係なく、町民が主体的かつ簡便に情報を取得できる基盤を作る必要がある。		
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	町民デジタル行政基盤の構築
		内 容	「行かない・書かない・待たない」窓口を目指し、町民がいつでもアクセスできるデジタル行政基盤を構築する。 - すべての年代に幅広く使ってもらえる基盤の選定・導入 - できる限りマニュアルを参照したり操作の支援がなくても利用可能な仕組みの構築
	②	取り組み	地域通貨・デジタル商品券の検討
		内 容	キャッシュレス決済が普及する中、「町民支援」「地域貢献」「地元活性化」の観点から、地域通貨・デジタル商品券の導入を検討する。 地域通貨・デジタル商品券のメリット・デメリットを考慮した導入可否の検討
	③	取り組み	広報のデジタル化拡充
		内 容	現在、ホームページ上で広報紙の閲覧が可能であるが、さらに見やすい形での公開を検討する。 - デジタルブック等、閲覧方法の検討 - 公開する広報情報の検討 - 町民それぞれのニーズにマッチした情報の配信
	④	取り組み	町からの各種通知のデジタル化拡充
		内 容	現在、ほんとメール便にて、一部の通知サービスを行っている。今後、町民のニーズに即したきめ細かい情報を町から通知できるシステムを導入する。 - 町からの通知を臨機応変に必要な人に届けられることができる仕組みの検討 - 双方向のコミュニケーションが可能な仕組みの構築
	⑤	取り組み	町民からの通報システム導入
		内 容	町民がスマホ等、オンラインで簡単に通報できる仕組みを検討・導入する。 - 町民が情報を簡単に通報できる仕組みの構築 - 双方向のコミュニケーションが可能な仕組みの構築
	⑥	取り組み	デジタル技術を活用した地域公共交通の利便性向上
		内 容	現状のオンデマンド交通、町民バス、シェアサイクル等を含めた地域公共交通について、デジタル技術等の活用により、町民にとって利便性の良いものに更新する。 - ＡＩによる最適配車・運行等、利便性の強化を検討 - シェアサイクル等、多様な交通手段の強化を検討

2. デジタルと共生するまちへ

取り組みの 方向性		具体的取り組み	これまでの 取り組み	令和 5 年(2023)度	令和 6 年(2024)度	令和 7 年(2025)度
	①	すべての年代に使ってもらえる基盤の選定と導入	検 討	導入検証 部分稼働	稼 働	
		マニュアル・支援なしで利用可能な仕組みの構築		検討・検証	実 施	
	②	地域通貨等のメリット・デメリットを考慮した導入可否の検討		検討・検証・可否判断		
	③	閲覧方式の検討		検討 検証 判断	実 施	
		公開する広報情報の精査・検討		精査・検討	公 開	
		町民それぞれのニーズにマッチした情報の配信		検討・試行・実施		
	④	町からの通知の仕組み検討		検討・試行	実 施	
		双方向でのコミュニケーションが可能な仕組みの構築		検討・試行	実 施	
⑤	町民が情報を簡単に通報できる仕組みの構築		検討・試行	実 施		
	双方向のコミュニケーションが可能な仕組みの構築		検討・試行	実 施		
⑥	AIによる最適配車・運行等、利便性の強化を検討		検討	実 施		
	シェアサイクル等、多様な交通手段の強化を検討			検 討		
期待する効果	- 町から町民に対する情報通知をきめ細かく行うことができる。 - 町民の属性や時間に関係なく、町民が簡便に情報を取得できる。 - 町民への支援を、スムーズに経費をかけずに行うことができる。 - デジタル上で双方向のコミュニケーションが可能になる。 - 移動に係る町民の利便性が向上する。					

取り組み	2) 災害時対応のデジタル化		
現状と課題	- 町民に対する通知として、メールでのお知らせを現在行っているが、多様な手段での通知を検討する。 - 町民の属性に合わせた、きめ細かい情報提供を行うための仕組みが必要である。 - 情報を提供する側の連携体制が充分とは言えず、連携を強化するための仕組みを構築する必要がある。		
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	災害情報通知・避難情報通知に係る仕組みの拡充
		内 容	情報のプッシュ配信を可能とする機能を整備する。非常時に備えた災害情報の見える化を図る。災害時に双方向の情報がやりとりできるようなコミュニケーションの仕組みを構築する。 - セグメント配信を可能とする住民属性情報の検討と収集 - 町民属性を踏まえた必要情報のセグメント配信 - 双方向コミュニケーションの仕組みの検討・構築
	②	取り組み	広域連携網の整備
		内 容	町職員だけでなく、行政を支える関係機関との連携を図るための仕組みを構築する。 - 対象職員間で、即時連携できる情報共有ツールの導入 - 非常時に備える平常時から情報を共有する仕組みの運用

2. デジタルと共生するまちへ

取り組みの 方向性		具体的取り組み	これまでの 取り組み	令和 5 年(2023)度	令和 6 年(2024)度	令和 7 年(2025)度
	①	セグメント配信を可能とする町民の属性情報の検討と収集		検討検証	収集	運用
		町民の属性を踏まえた必要情報のセグメント配信		検証	試行	稼働
		双方向コミュニケーションの仕組みの検討・構築		検証	試行	稼働
	②	対象職員間で、即時連携できる情報共有ツールの導入	検討	検証	稼働	
非常時に備える平常時から情報を共有する仕組みの運用		検討	検証	稼働		
期待される効果	- 町民の属性を考慮した配信をきめ細かく行うことができる。 - 緊急時の支援体制を役場を超え、関係機関の連携で行うことができる。 - 町は迅速な被害状況の把握ができ、町民は災害情報の把握を効率よく行うことが期待できる。					

取り組み		3) デジタルデバイドの解消			
現状と課題		- 町を挙げてデジタル社会に移行すべく推進をしているところであるが、特に高齢者がその恩恵を実感できるための活用支援が不足している。 - 誰も取り残さない形でデジタル化の恩恵を行き渡らせるための環境の整備がまだ不十分である。			
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	経済的要因による課題への対応		
		内容	経済的な要因により利用が困難な町民に対し支援を検討する。 ・コワーキングスペースの活用検討（無料常設ネット環境の整備等） ・アクセス手段確保のためのモバイル端末の貸与等検討		
	②	取り組み	体や心、社会的に配慮が必要なかたへの対応		
		内容	高齢、視覚障害、日本語が苦手等のハンディがある町民に対し支援を検討する。 ・音声やチャットボットによる操作支援の検討 ・ユニバーサルデザインを考慮した配信情報の改善検討 ・ホームページ等の改善（多言語対応等）		
	③	取り組み	ＩＴリテラシーの不足に対する対応		
		内容	デジタルが苦手な町民（高齢者等）に対する支援を検討する。 ・デジタル初心者に向けたスマホ教室の開催		

2. デジタルと共生するまちへ

		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
取り組みの方向性	①	コワーキングスペースの活用検討（無料常設ネット環境の整備等）		検討・試行・実施		
		アクセス手段確保のためのモバイル端末の貸与等検討		検討・検証・試行	可否判断	
	②	音声やチャットボットによる操作支援の検討		検討・検証・試行		
		ユニバーサルデザインを考慮した配信情報の改善検討		検討・検証		
		ホームページ等の改善（多言語対応等）	実施	継続実施		
	③	デジタル初心者に向けたスマホ教室の開催	実施	継続実施		
期待される効果	- 誰もが必要な情報にアクセスできることによって、情報格差がなくなり情報不足による孤立を防ぐことができる。 - 地域全体のＩＴリテラシーを向上させることで、より良い行政サービスの提供、地域活性化を図る基盤を作ることができる。					

取り組み 4) オープンデータの推進

現状と課題	- 令和5年4月に施行される改正個人情報保護法に基づき、情報提供の在り方について検討する必要がある（行政機関匿名加工情報等）。 - 公民連携を通じた地域課題の解決、地域経済の活性化、行政事務の効率的推進等を図る必要があり、オープンデータの活用が重要となる。					
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	オープンデータの公開拡充			
		内 容	国が地方公共団体向けに提示する「推奨データセットフォーマット標準例」等を参考にして、町が保有するデータのオープンデータ化を推進する。 「自治体共同オープンデータポータルサイト(data eye)」への公開実施 - 町のホームページにポータルサイトのリンクを掲示			
	②	取り組み	統合型地理情報システムの活用			
		内 容	町の各所管課が保有するデータを更新・利活用し、民間を含めた二次利用を促進する。 - 町で保有している地図情報の統一化の検討 - 統合型地図情報システム（統合型GIS）の必要情報を公開検討			
取り組みの方向性		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
	①	自治体共同オープンデータポータルサイトへの公開実施		情報整理	公開	
		町のホームページにポータルサイトのリンクを掲示			掲示	公開
	②	町で保有している地図情報の統一化の検討	検討	判断		
		統合型地図情報システム（統合型GIS）の必要情報を公開検討		検討	検討・検証	
期待される効果	- オープンデータは著作権フリーであり、引用・加工等、誰もが手軽に使えるデータである。 - 地域交通・人口・防犯・産業・健康関連など、さまざまなデータを準備予定であり、権利が複雑になりやすい商用においても問題なく利用できる。 - 町が保有する地理情報を含めたオープンデータにあたっては、統合型地理情報システム(統合型GIS)を効果的に活用し、民間を含めた二次利用を促進することで、自主的なオープンデータ利用の活性化を促進することが見込める。					

取り組み	1) 町民デジタル行政基盤との連携も想定した内部業務の変革		
現状と課題	- 自治体は人口減少時代の到来を前に、従来の職員より少ない人数で、本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要とされ、それに備えた組織運営に取り組む必要がある。 - 職員労務管理は基本的に紙で行っており、職員および管理面での負担が大きい。出退勤、特に退勤時間の管理、長時間労働等の管理が後追いになっており、職員の健康・メンタル管理の上でも課題がある。また、テレワーク推進の観点からも早急な改革が求められる。 - 行政各分野でDX化が求められる中、職員の専門知識やスキルの向上を図る仕組みを構築する必要がある。		
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	電子決裁及び文書管理システムの整備
		内 容	町民デジタル行政基盤（フロントサイド）と後方処理（バックヤード）との一元的な連携を図るための仕組みを検討・構築する。 また、BPRの取り組みとして、電子決裁と同時に決裁文書の電子保存を行うことのできる仕組みを構築する。それによって、処理の効率化、紙使用量の削減、文書保存に伴う保管費用や処理費用の削減を図る。 - さまざまなケースに対応する電子決裁（ワークフロー）システムの検討・選定・導入 - 電子決裁から連携した文書管理（電子文書保存・電子契約）システムの検討・選定・導入
	②	取り組み	テレワーク環境の整備
		内 容	新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対策及び多様な働き方を実現するため、職場を離れ自宅等においても業務ができるテレワーク環境の整備を推進する。 - J-LISテレワークシステムの実証実験 - セキュリティ、人事制度・労務管理等での課題等の整理 - 国や他自治体、民間企業等における成功事例の情報収集
	③	取り組み	学校関連業務のシステム化
		内 容	住民情報と学齢簿を連携し事務処理の大幅な効率化を図る。また、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進する。 - 学齢簿・就学援助システムの検討 - 給食費公会計に向けたシステムの検討・導入
	④	取り組み	職員労務管理のシステム化
		内 容	出先の職員を含めた全職員に対し、テレワーク等働き方の改革を踏まえて、システム上で処理が可能な仕組みを構築する。 また、勤怠情報と給与システムの連携によって処理の効率化を図る。 クラウド等を利用した、労務管理システム検討・導入
	⑤	取り組み	AIによる対応記録作成と編集
		内 容	さまざまな会議体、町民との相談・面談時の記録を作成する時間を大幅に短縮することを目指す。また、作成文書の加工・チェック時間等の大幅な時間短縮を図る。 - AIによる議事録作成ツールの検討・導入 - AIによる個人情報の消込等、文書加工を行うツールの検討・導入
	⑥	取り組み	DX人材の育成
		内 容	行政のデジタル技術の導入判断を行うことのできる人材の確保と、そのデジタル技術を使いこなすための人材育成を図る。 - 町職員のDX推進の意識醸成 - 職員採用等における デジタル人材確保

3. 行政の業務変革

		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
取り組みの方向性	①	電子決裁（ワークフロー）システムの検討・選定・導入		検討・検証・可否判断		
		電子決裁に連携した文書管理システムの検討・選定・導入		検討・検証・可否判断		
	②	J-LEISテレワークシステムの実証実験		実証実験		
		セキュリティ面や人事制度面での課題等の整理		検証・整理	運用	
		国や他自治体、民間企業等における成功事例の情報収集		収集		
	③	学齢簿・就学支援システムの検討			検討	
		給食費公会計に向けたシステムの検討・導入		検討→導入検証	稼働	
	④	クラウド等を利用した、労務管理システム検討・導入		検討→	選定→構築・導入	運用
	⑤	AIによる議事録作成ツールの検討・導入		検討→選定→導入	運用	
		AIによる文書加工を行うツールの検討・導入		検討→選定→導入	運用	
⑥	町職員のDX推進の意識醸成		研修実施			
	職員採用等における デジタル人材確保		検討			
期待される効果	- 町民デジタル行政基盤を構築し、その情報を庁内の各種行政システムに連携することで、情報のライフサイクルをすべてデジタル化することができ、大幅な処理プロセスの変革と効率化を図ることができる。 - 従来の職員より少ない人数で本来担うべき機能を発揮できる仕組み（さまざまな業務のデジタル化・システム化）が構築できた際には、職員が本来コア業務として行うべき業務の時間を十分確保することが可能となる。 - テレワーク環境や労務管理の整備によって、職場環境の改善が期待できる。					

取り組み		2) 自治体情報システムの共通化・標準化				
現状と課題	- 自治体の情報システムは、各自治体が独自に開発してきた結果、システムの維持管理・改修など、個別に対応しなければならず、ベンダーロックインの要因ともなっている。 - 国が指定する業務に関し、令和7年度までにガバメントクラウド自治体情報システムへの移行が求められている。					
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	自治体情報システムの共通化・標準化			
		内 容	国が推進するシステムの標準化・共通化の方針に従い、現行システムの一部をガバメントクラウド上の自治体情報システムに移行する。 ・自治体情報システムの導入			
取り組みの方向性		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
	①	自治体情報システムの導入	標準化	移行準備		検証・試行
期待される効果	- システムの標準化・共通化に取り組むことで、行政手続きの迅速化・業務の効率化等を図ることができる。 - クラウドシステムの利用により、システムの安定稼働、災害時の業務継続性を確保する。					

取り組み		3) 会議体および会議の改革						
現状と課題	- 議会に係る紙資料の作成に、関係職員が多大な時間を掛けている。 - SDG s の観点から、紙資料の低減を図る必要がある。 - 各委員会の開催・運営、および議員間の意思疎通方法が対面・電話等に限られており、迅速な活動が制限される場合がある。 - 各種会議、議会における議事録の作成に多大な労力を費やしている。							
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	議会運営におけるペーパーレス化					
		内 容	議会における膨大な紙資料を低減させることで、円滑な議事運営と資料作成における人件費および諸経費の低減を図る。 ・ペーパーレス会議システムの検討・導入 ・議員および執行部利用のタブレット導入					
	②	取り組み	庁内会議のペーパーレス化					
		内 容	会議における紙資料を低減させることで、円滑な会議運営と資料作成における人件費および諸経費の低減を図る。 ・ペーパーレス会議システムの検討・導入 ・会議利用に係るタブレットの一部導入					
	③	取り組み	オンライン会議活用					
		内 容	移動に係る移動時間・移動経費を低減し、効率的な会議の運営を図る。また、リモートワークを推進する上でも積極的に推進する。 ・オンライン会議システムの本格導入					
	④	取り組み	A I による議事録作成					
		内 容	Web会議も増え発言者の把握がしづらい、専門用語が多用される等、議事録作成における負荷が増大傾向にある中、高精度での文字起こしを効率良く行う必要がある。 ・精度やセキュリティを考慮した議事録作成システムの導入					
取り組みの方向性		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和 5 年(2023)度	令和 6 年(2024)度	令和 7 年(2025)度		
	①	ペーパーレス会議システムの検討・導入		検討	選定	導入	試 行	運 用
		議員および執行部利用のタブレット導入		検討	選定	導入		運 用
	②	ペーパーレス会議システムの検討・導入		検討	選定	導入		運 用
		会議利用に係るタブレットの一部導入		検討	選定	導入		運 用
	③	オンライン会議システムの本格導入		検討	導入		運 用	
	④	精度やセキュリティを考慮した議事録作成システムの導入		検討	選定	導入		運 用
期待される効果	- 議会およびその会議における膨大な紙資料を低減させることで、人件費、その他の費用削減を図ることができる。 - ペーパーレス会議の有効活用により、時間・場所を問わない意思決定や活動の効率化に寄与できる。 - 議事録作成を自動化することによって、作成における労力・時間の低減が見込める。							

取り組み		4) 情報セキュリティ対策の強化				
現状と課題		- 国の動向を踏まえながら、デジタル技術進展に応じた適切な情報セキュリティの確保に取り組む必要がある。 - 町民に関する情報を保護していくためには、担当業務に関係なく、職員一人ひとりの知識・能力・意識の醸成が必要である。 - 常にウイルスやサイバー攻撃等の脅威にさらされており、物理的な対策とともに情報共有による注意喚起を実施している。				
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	セキュリティポリシーの強化・見直し			
		内 容	急速に進展する技術水準等を踏まえたセキュリティポリシーの見直しを行い、監査体制を含めた運用の強化に努める。 ・ 亘理町情報セキュリティポリシーの見直し・監査体制を含めた運用の強化			
	②	取り組み	緊急時対応計画の策定			
		内 容	職員が緊急時に迅速に対応可能なように、あらかじめ対応計画を策定し、未然防止・被害の最小化を図る。 ・ 亘理町情報セキュリティ緊急時対応計画の策定・運用			
	③	取り組み	セキュリティ基盤の整備			
		内 容	情報ネットワーク三層の対策（個人情報系、L G W A N系、インターネット系の分離）の強化・見直しを行う。 ・ 強固なセキュリティ対応のためのコンテナ型仮想化システム導入			
取り組みの方向性		具体的取り組み	これまでの取り組み	令和 5 年(2023)度	令和 6 年(2024)度	令和 7 年(2025)度
	①	セキュリティポリシーの見直し・体制を含めた運用の強化	策定	運 用		
	②	亘理町情報セキュリティ緊急時対応計画の策定・運用	策定	運 用		
	③	強固なセキュリティ対応のためのコンテナ型仮想化導入	導入	運 用		
期待される効果		行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな仕組み・機能に対応するべく、情報セキュリティ対策を徹底することで、情報資産漏洩の脅威から各種システムを守ることができる。				

取り組み		5) ノンコア業務の外部委託化				
現状と課題		- 少子化や人口減少に伴い、町職員の人員不足が想定される。 - ノンコア業務を職員で行うことが正規職員以外でも可能な業務に対し、人的リソースやコストをコア業務と同等に消費していることになり、効率的な人員配置とは言えない。				
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	対象業務を適切な手法で外部に委託			
		内 容	行政評価等を通じて業務見直しを定期的に行い、適切な手法により委託方法・委託先を決定する。それにより、業務遂行における高い品質と効率化を図る。 ・行政評価などによる業務の仕分け・見直し ・適切な委託方法（BPO、指定管理者、人材派遣等）の検討			
取り組みの方向性	①	具体的取り組み	これまでの取り組み	令和 5 年(2023)度	令和 6 年(2024)度	令和 7 年(2025)度
		行政評価などによる業務の仕分け・見直し 適切な委託方法（BPO、指定管理者、人材派遣等）の検討		仕分け・見直し		
				検討・答申		
期待される効果		- 業務としての難易度が低く定型化しやすい業務のため、コア業務よりも大きな効率化を図ることができる。 - 組織的な業務対応により、属人化を防ぎ円滑な業務運営を行うことができる。				

取り組み 6) アナログ規制の見直し						
現状と課題	これまではデジタル化やデジタル技術の活用を阻害する、アナログ的な手法（人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示など）を前提としたルール（規制）が敷かれていたが、少子高齢化が進み、今後、あらゆる産業・現場において人手不足が進むことが予想されている日本においては、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現することが不可欠となるため、既存の制度や法令などを、デジタル技術を活用可能な状態へと変えていく「アナログ規制の見直し」の取組が必要となる。					
課題に対する取り組みの詳細	①	取り組み	アナログ規制の点検・見直し			
		内 容	国が行うアナログ規制の一掃により令和6年6月までに規制が緩和され、改正された上位法令を基に亘理町の例規からアナログ規制の見直しによる改正を実施し、アナログ規制に係る全庁的な業務やサービスについてのデジタル化を検討する。			
取り組みの方向性	①	具体的取り組み	これまでの取り組み	令和5年(2023)度	令和6年(2024)度	令和7年(2025)度
		アナログ規制の点検・洗い出し業務			検討・実施	
		例規改正				検討・実施
期待される効果	①	アナログ業務のデジタル化				検討・実施
		アナログ規制見直しによって更なるDX化が図られることにより地域課題の解決や住民サービスの向上、業務効率化やコストの削減等が期待される。				

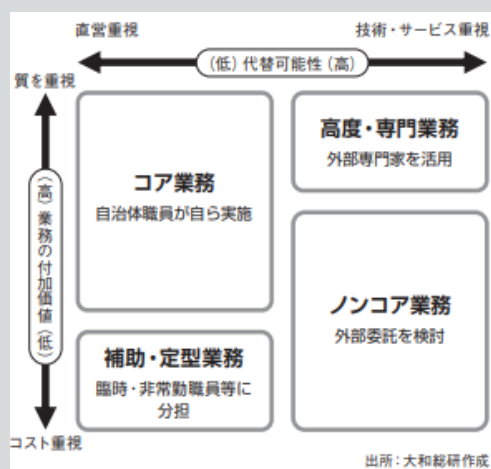
(1) 「情報化」に関連する法令・閣議決定・宣言等

名称	公布	種別	内容
みやぎ情報化推進ポリシー	令和3年 4月	宮城県	「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた人口減少などの社会変化を踏まえ、目指す宮城の姿の実現とともに、官民データの利活用や手続きのオンライン化など、国計画における地方公共団体としての役割を果たすため、みやぎの情報化を推進するための方針・指針を定める。
新・宮城の将来ビジョン	令和3年 3月	宮城県	「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」で掲げる理念を継承し、一つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえ、取り組むべき施策を明らかにするものである。県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標と位置づける。
自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画 (自治体DX推進計画)	令和2年 12月	総務省	総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、本計画として策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていくための計画である。
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年 7月 改正： 令和3年 6月	閣議決定	「世界最先端デジタル国家創造宣言」は、政府のIT戦略として位置づけられる。「すべての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめたもの」としている。 「官民データ活用推進基本計画」は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのもの。
デジタル・ガバメント実行計画	平成30 年7月 改正： 令和2年 12月	閣議決定	「官民データ活用推進基本法」「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画である。また、IT宣言・官民データ計画に掲げられた重点分野の一つである電子行政分野を深掘り・詳細化した計画。
デジタル・ガバメント推進方針	平成29 年5月	首相官邸	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」及び「官民データ活用推進基本法」並びにこれらに基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の下、国民や事業者が行政サービスの生み出す価値を享受できるよう、サービスのあり方に焦点を当て、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すもの。
官民データ活用推進基本法	平成28 年12月 改正： 令和3年 5月	法令	官民データ活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与するもの。

(2) 用語等の説明

名称	内容
I C T	(Information and Communication Technology) の略称。日本語では「情報通信技術」と訳され、コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。「Communication」という言葉が表しているように、その目的はコミュニケーションであり、新しい技術だけを指すのではなく、これまでも使っていたメールやSNSなどのやり取りも含まれる。
クラウド	「インターネット上の仮想基盤」を意味する。P Cやスマートフォンなどの端末(デバイス)にデータを保存するのではなく、インターネット上に存在する仮想環境(サーバー)に保存して運用することを「クラウド化」と言う。
官民データ	電磁的記録に記録された情報(※1)であって、国もしくは地方公共団体又は独立行政法人もしくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。(官民データ活用推進基本法第2条) ※1 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。
オープンデータ	「国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」「行政の高度化・効率化」「透明性・信頼の向上」を目的とし、国・地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下の項目に該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義している。 ・営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ・機械判読に適したもの ・無償で利用できるもの
デジタル・デバイド	I C T(特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指し、通常「情報格差」と訳される。デジタル・デバイドを解消し、I C Tを普及させることは、政治的には民主化の推進、経済的には労働生産性の向上、文化的には相互理解の促進等に貢献すると考えられている。
B P R	(Business Process Re-engineering)の頭文字を取った略語で、日本語では「業務改革」や「業務再設計」を指す。自治体や企業が目標・目的を達成するために、組織構造・体制、業務の流れや実現手段を再構築することを意味する。
U I (ユーザーインターフェイス) U X (ユーザーエクスペリエンス)	U Iとは、サービスやプロダクトとユーザーの接点を表す言葉。ウェブサイトのデザインやフォントなど、ユーザーの視界に触れる情報はすべてがU Iとなる。またウェブ上の情報だけでなく、P Cやスマートフォンなどのデバイス本体の外観なども含まれる。 U Xとは、製品やシステム、サービスなどの利用を通じてユーザーが得る体験を表す言葉。たとえば、ユーザーが棚に並んだ商品を選んで購入し使用したのち、また購入したいと思うまでの工程すべてが「ユーザー体験」、つまり U Xとして捉えられる。
A I	(artificial intelligence) の略。日本語では「人工知能」と称される。 人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステムを指す。応用例としては、自然言語処理(機械翻訳・かな漢字変換・構文解析・文章要約等)、専門家の推論・判断を模倣するエキスパートシステム、画像データを解析し特定のパターンを検出・抽出する画像認識等がある。
セキュリティポリシー	本来は「情報セキュリティポリシー」であるが、省略して単にセキュリティポリシーと呼ばれることもある。企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたものを指す。どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方「基本方針」と、その基本方針で定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準「対策基準」とから成り立つ。

名称	内容
セグメント配信	配信の対象を居住地や年齢、家族構成などの、町民の属性条件で絞り込み、対象となる町民に合わせた内容を送信する手法。
チャットボット	人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。
ガバメントクラウド	「政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境」と定義される。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指す。
ベンダーロックイン	特定ベンダー（メーカー）の独自技術に大きく依存した製品、サービス、システム等を採用した際に、他ベンダーの提供する同種の製品、サービス、システム等への乗り換えが困難になる現象のこと。
コア業務 ノンコア業務	自治体のコア業務は、例えば公権力の行使を伴うなど法令上公務員にしか認められない業務等、他の人間が代替できないものや、政策的な判断を伴うもの、判断に相当のリスクを伴うものなど代替可能性が低い自治体固有の業務が想定される。 ノンコア業務は、代替可能性が高く、民間企業などにも取り扱い可能な業務を指す。民間企業が手がけたほうが技術、サービス水準の面でよい結果を出せる業務もこれに含まれる。
BPO	行政における業務プロセスの一部を、一括して専門業者に外部委託すること。対象の業務プロセスについて企画から実施までを外部委託するため、アウトソーシングの中でも外部委託先の自由度が高いことが特徴となる。優れた専門性・採算性を有する外部企業を活用することで、行政は、資源のコア業務への集中やコスト削減、固定費の変動費化のみならず、より優れた業務品質を実現し、町民への提供価値を高めることが可能となる。





わたりちょう

伊達なわたり みんなで築く わたしのわたり

